

前橋市長 山本 龍 様  
前橋市教育長 吉川 真由美 様

2020年8月11日  
日本共産党前橋地区委員会  
委員長 白鳥 淳一  
日本共産党前橋市議会議員団  
長谷川薫・中道浪子  
近藤好枝・小林久子

## 新型コロナウイルス感染の再拡大に対応する緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症による感染者が全国で増え続けています。前橋市でも7月以降の感染者は19人となり、感染者の累計は市内で23人、群馬県内でも234人（8月11日現在）となりました。

しかし、国も含めて対策と言えば、三密を避けた新しい生活様式の徹底や外出自粛などをよびかける市民頼みだけです。それどころか、感染を全国に拡大する危険性のある「GoToキャンペーン」を強行しました。

感染者が急増している首都圏に近い本市で感染拡大を防ぐためには、これまでの対策を再検討し見直すことが必要です。

わが党は、これまでも繰り返して提案してきましたが、PCR検査を文字通り大規模に実施し、無症状者を含めて「感染力」のある人をできる限り早期に見つけ出して隔離・保護していく事が必要であると考えます。検査の目的を診断目的でなく防疫目的に切り替え、感染拡大の抑止と安全・安心の社会基盤をつくることを明確にして積極的にとりくむべきです。

さらに、市内の医療機関のほとんどが、今なお、患者の受診抑制による経営悪化が続いています。現状のままでは、人材不足や経営難などで医療機関そのものが存続できないという事態を招きかねません。国や県が実施している医療機関への支援策を補う市独自の支援策が必要です。

また、学校再開後はじめて、市内の小学校生の感染者が確認されました。学校内における教職員や児童生徒への感染拡大はありませんでしたが、短時間の接触でも感染する可能性や、机などの共有物やドアノブなどを介して感染することもあることから、今後、学校現場での感染拡大を防止するためにも、夏休み明けの対策が急務と考えます。

このような立場から、下記事項について緊急に申し入れますので、ぜひご検討いただき対策を具体化してくださるようお願い致します。

## 記

1. これまでのように、発熱や味覚障害などの症状のある人や濃厚接触者に PCR 検査対象を制限せず、防疫の立場から PCR 検査の戦略的な拡大をおこない、そのための体制を確立すること。

- ① 感染拡大の可能性のある地域や職場などを特定した場合は、そのエリア内のすべての住民や従業員・連絡可能な顧客などの PCR 検査を広く実施すること。
- ② 人との接触が避けられない医療機関、高齢者介護施設、福祉施設、保育園・幼稚園、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的な PCR 検査を行うこと。特に、医療機関で患者に接触する従事者は定期的に検査を行うなど頻度を高めること。必要に応じて、これらの各種施設利用者全体を対象にした検査を行うこと。
- ③ 医師会と連携し、発熱外来・検査センターを市内の医療機関にできるだけ多く設置し、検体検査は、群馬県衛生環境研究所のほか検査可能な医療機関、民間検査機関、大学などへ広く協力を求めること。
- ④ 東京都世田谷区が実施している PCR 検査の「世田谷方式」にならって、「誰でも」「どこでも」「何度でも」無料で検査が受けられるようにすること。
- ⑤ 現在より一桁多い大規模な PCR 検査を展開するため、保健所を通さないルートを新たに構築すること。

2. コロナ感染患者の入院・治療や検査を担っていない医療機関も含め、市内の医療機関が昨年実績に基づいた診療報酬を受け取れるよう国・県に支援策を求めるとともに、市独自に直接、医療機関への財政支援を行うこと。また、コロナ患者の診察や治療などに携わる医療従事者とそれ以外の医療従事者も感染のリスクのある中で働いていることから、市として手当を給付すること。

3. 感染防止の努力を尽くしながら働いている高齢者介護施設の職員やヘルパー、保育士などの福祉施設職員、学童保育の指導員などに手当を給付すること。

4. 児童生徒の感染拡大を防ぎ、安全安心な学校運営と学びの保障をする立場から、以下の対応を行うこと。

- ① 教職員や児童生徒の感染があった場合は、担任や在籍するクラスの児童生徒全員を対象に PCR 検査をすること。職員室を共有する教職員については全員に PCR 検査をすること。

- ② やむを得ず学校の休校や学級閉鎖が必要になった場合も、感染拡大防止をしながら子どもの権利や学習権を最大限保障する立場で適切な対応をすること。
- ③ GIGA スクール構想に基づく小中学校の全児童・生徒へのコンピューター端末の配布を急がず、オンライン学習の環境整備は、学校や家庭の現状に合わせて柔軟に進めること。
- ④ コロナが終息するまでは、三密を避け、一人ひとりの子どもの成長を大事にした教育を進めるために、教職員の増員を優先し、20人程度の少人数授業を行うこと。
- ⑤ 就学援助制度は前年所得のみを基準とせず、コロナ感染拡大の影響で、収入減となっている家庭も対象とすること。そのためにも制度の周知を強めること。
- ⑥ 運動会や修学旅行など、中止された学校行事に代わる生涯の思い出となる取り組みを、各学校で児童生徒・教職員・保護者とともに検討し具体化すること。

5、一人暮らしの高齢者や生活保護受給者が定額給付金の申請をしないまま期限を迎えようとしています。にぎわい商業課は社会福祉課などと連携し、申請手続きの援助を行うこと。また、申請期限の延長を行うこと。

6、ライフラインである水道水は料金滞納があっても給水停止は認められない。とくに、コロナ感染が拡大している中で、手洗いやうがいができなくなることは命にもかかわりかねない。さらに、熱中症防止対策としても滞納している水道料金は、生活実態を十分把握して、分割納付などで対応すること。

以上